

端末設備等規則の一部改正について

(諮問第 3 0 2 3 号)

< 目次 >

1	答申書 (案)	1
2	改正概要	2
3	新旧対照表	1 1
	・ 端末設備等規則の一部を改正する省令案	
	・ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令案	

(案)

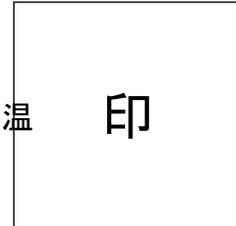
平成22年6月29日

総務大臣

原口 一博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温 印



答 申 書

平成22年3月29日付け諮問第3023号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

本件、端末設備等規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。

端末設備等規則の一部改正について

改正の背景

従来のアナログ電話サービスと同様の電話番号（0AB～J番号）を用いたIP電話サービスは、加入者が1,366万（平成21年末）に達するなど、アナログ電話サービスや携帯電話サービスに並ぶ主要な電話サービスへと発展している。

このような中、平成21年7月28日付け情報通信審議会答申「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」（一部答申）において、IP電話端末設備が具備すべき機能等に関する技術的条件が示された。本件は、当該内容に係る以下の事項について、関係省令の改正を行い、規定を整備するものである。

改正の概要

(1) IP電話端末に係る新たな技術基準の整備

0AB～J-IP電話（以下「IP電話」という。）は、アナログ電話や携帯電話に並ぶ主要な電話サービスへと普及・発展している。しかしながら、電気通信端末に係る技術基準を定める端末設備等規則においては、現在、IP電話端末は、電話端末ではなくデータ通信端末とされており、電話として必要な機能が制度上担保されていない。このため、ネットワーク保護等の観点から、電話として最低限必要な機能を満たし、IP電話特有の課題にも対応するよう、規定の改正を行うものである。

端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（第4章第3節の新設）

(2) IP電話端末等からの緊急通報発信を担保する規定の整備

電気通信端末の多様化や国際化の流れの中、一部の電話端末において緊急通報が発信できない不具合が生じたことから、同様の事例の再発を防ぐため、端末設備等規則において、通話の用に供する端末に対し、緊急通報機能を有することを要件化するものである。

端末設備等規則（第12条の2、第28条の2、第32条の6、第34条の4の新設）

(3) IP電話端末に係る新たな技術基準適合認定の整備（諮問対象外）

(1)の技術基準改正にあわせ、IP電話端末に係る技術基準適合認定の区分として、新たな区分「E」を設けるものである。

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）（第3条、様式第7号の一部改正）

施行期日

平成23年4月1日とする。

端末設備等規則の一部改正について

参考資料

情報通信審議会 一部答申(平成21年7月28日)²

情報通信審議会 一部答申(平成21年7月28日)

「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち
「IP電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」

(情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会において検討を行ったもの)

- 第1章 IP電話端末とネットワークのIP化に伴う動向
- 第2章 事故の定義とネットワークのIP化に伴う動向
- 第3章 IP電話端末に関する検討課題

(IP電話端末の定義、IP電話端末が具備すべき機能、

IP化に対応した端末設備の認証の在り方、継続検討課題)

- 第4章 設備の安全性等の確保に関する検討課題

(過電圧耐力、設備の安全性)

- 第5章 電気通信事故等に関する検討課題

(品質の低下、事業者間の責任の整理、事故発生時の利用者保護、
定期的・継続的な事故発生状況のフォローアップ)

- 第6章 IP電話端末設備が具備すべき機能等に関する技術的条件

(IP電話端末設備等の技術的条件、IP化に対応した端末設備等の認証に関する技術的条件)

- 第7章 設備の安全性等の確保に関する技術的条件

- 第8章 電気通信事故等に関する事項

- 第9章 新たなサービス等に関する検討課題

(050-IP電話に関する検討課題、コンテンツ配信に関する検討課題、
固定・移動シームレスサービスに関する検討課題、
端末・ネットワークとの接続等に関する検討課題、相互接続性・相互運用性のための環境整備)

この部分についての
制度整備を行うもの



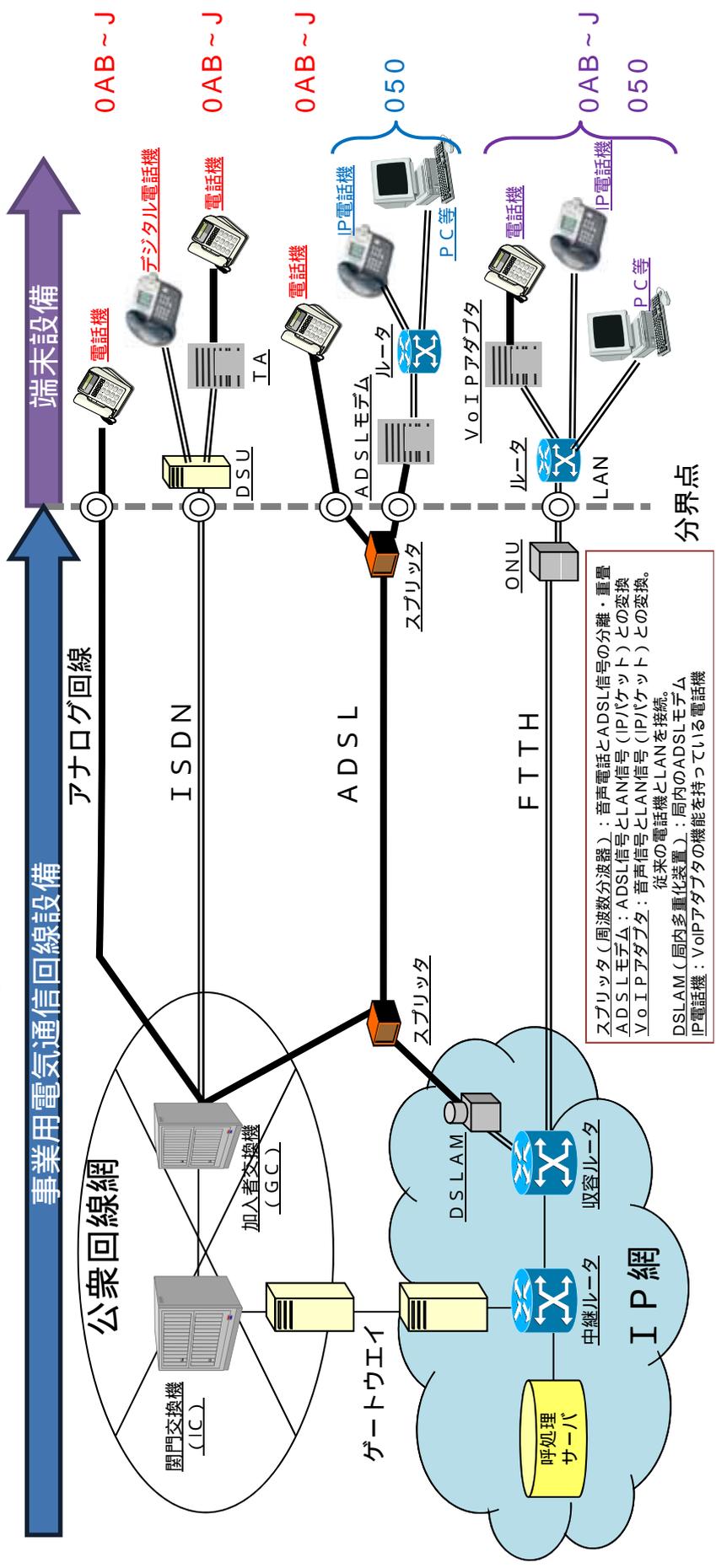
IP電話端末に係る背景

アナログ電話サービスと同様の電話番号(0AB～J番号)を用いたIP電話サービスの加入者数は、平成21年末時点で1,366万に達している。

IP電話サービス等の進展とともに、ルータ、VoIPアダプタ、電話機等、ネットワークに接続される端末構成は多様化・複雑化。

一方で、0AB～J-IP電話端末は、「電話端末」ではなく「データ通信端末」とされており、電話として必要な機能が制度上担保されていない等の課題

固定電話に関する設備構成例



IP 電話端末等に係る端末設備等規則の改正

答申内容を踏まえ、0AB~J IP 電話端末の技術基準の整備を検討

端末設備等規則の構成	
第1章	総則 (第1条・第2条)
第2章	責任の分界 (第3条)
第3章	安全性等 (第4条 ~ 第9条)
第4章	電話用設備に接続される端末設備
第1節	アナログ電話端末 (第10条 ~ 第16条)
第2節	移動電話端末 (第17条 ~ 第32条)
第3節	インターネットプロトコル電話端末 (第32条の2 ~ 第32条の9) 新設
第5章	無線呼出用設備に接続される端末設備 (第33条・第34条)
第6章	総合デジタル通信用設備に接続される端末設備 (第34条の2 ~ 第34条の7)
第7章	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備 (第34条の8・第34条の9)
第8章	特殊な端末設備 (第35条)
第9章	自営電気通信設備 (第36条)

- 0AB~J IP 電話(以下「IP 電話」)は、アナログ電話や携帯電話に並ぶ主要な電話端末へと発展
- 一方で、IP 電話端末は、現在は「電話端末」ではなく「データ通信端末」とされており、電話として必要な機能が制度上担保されていない
- ネットワーク保護等の観点から、電話として最低限必要な機能を満たし、IP 電話特有の課題にも対応するよう、所要の制度整備を実施

IP 電話端末を電話用設備として位置付け、技術基準を整備

緊急通報発信を担保するための規定を追加

端末の多様化や国際化の流れの中、一部の電話端末で緊急通報が発信できない事例が発生

例：海外メーカー製携帯電話端末で、「911 = 緊急通報番号」との誤った設定のまま販売され、緊急通報ができなかった等

端末設備等規則の改正の詳細

端末設備等規則	アナログ電話	携帯電話	IP電話	無線呼出	ISDN	データ
基本的機能	第10条	第17条	第32条の2	-	第34条の2	-
発信の機能	第11条	第18条	第32条の3	-	第34条の3	-
選択信号の条件	第12条	-	-	-	-	-
送信タイミング	-	第19条	-	-	-	-
ランダムアクセス制御	-	第20条	-	-	-	-
タイムアライメント制御	-	第21条	-	-	-	-
位置登録制御	-	第22条	-	-	-	-
チャネル切替指示に従う機能	-	第23条	-	-	-	-
受信レベル通知機能	-	第24条	-	-	-	-
送信停止指示に従う機能	-	第25条	-	-	-	-
受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能	-	第26条	-	-	-	-
故障時の自動的な送信停止機能	-	第27条	-	-	-	-
識別情報登録	-	-	第32条の4	-	-	-
ふくそう通知機能	-	-	第32条の5	-	-	-
重要通信確保	-	第28条	-	-	-	-
緊急通報機能	第12条の2	第28条の2	第32条の6	-	第34条の4	-
端末固有情報の変更防止	-	第29条	-	第33条	-	-
電気的條件等	第13条	-	第32条の7	-	第34条の4 5	第34条の7 8
送出電力等	第14条	第30条	第32条の8	-	第34条の5 6	-
漏話減衰量	第15条	第31条	-	-	-	第34条の9
特殊な～端末	第16条	第32条	第32条の9	第34条	第34条の6 7	-

緊急通報に関する技術基準



赤字部分について改正を行うもの

IP電話端末に関する技術基準



(参考)IP電話端末設備の技術基準適合認定の区分

IP電話端末の技術基準適合認定の区分として、新たに「E」を設けることが適当【答申】

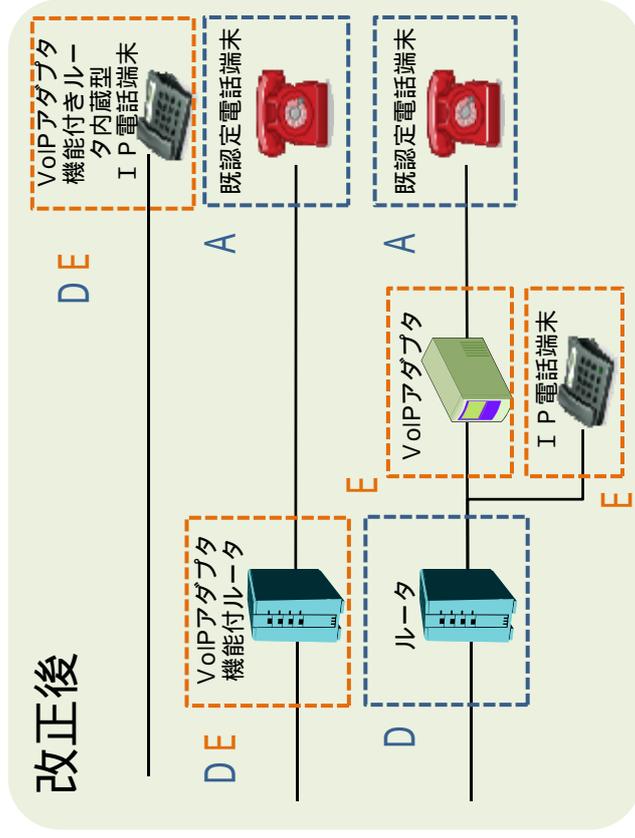
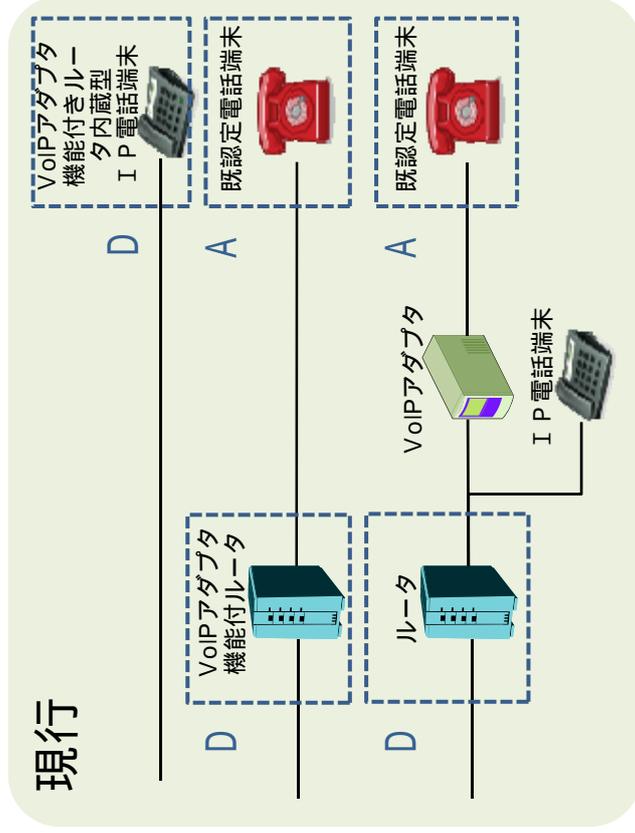
端末機器の種類: 現行

端末機器の種類: 現行	記号
電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出設備用に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

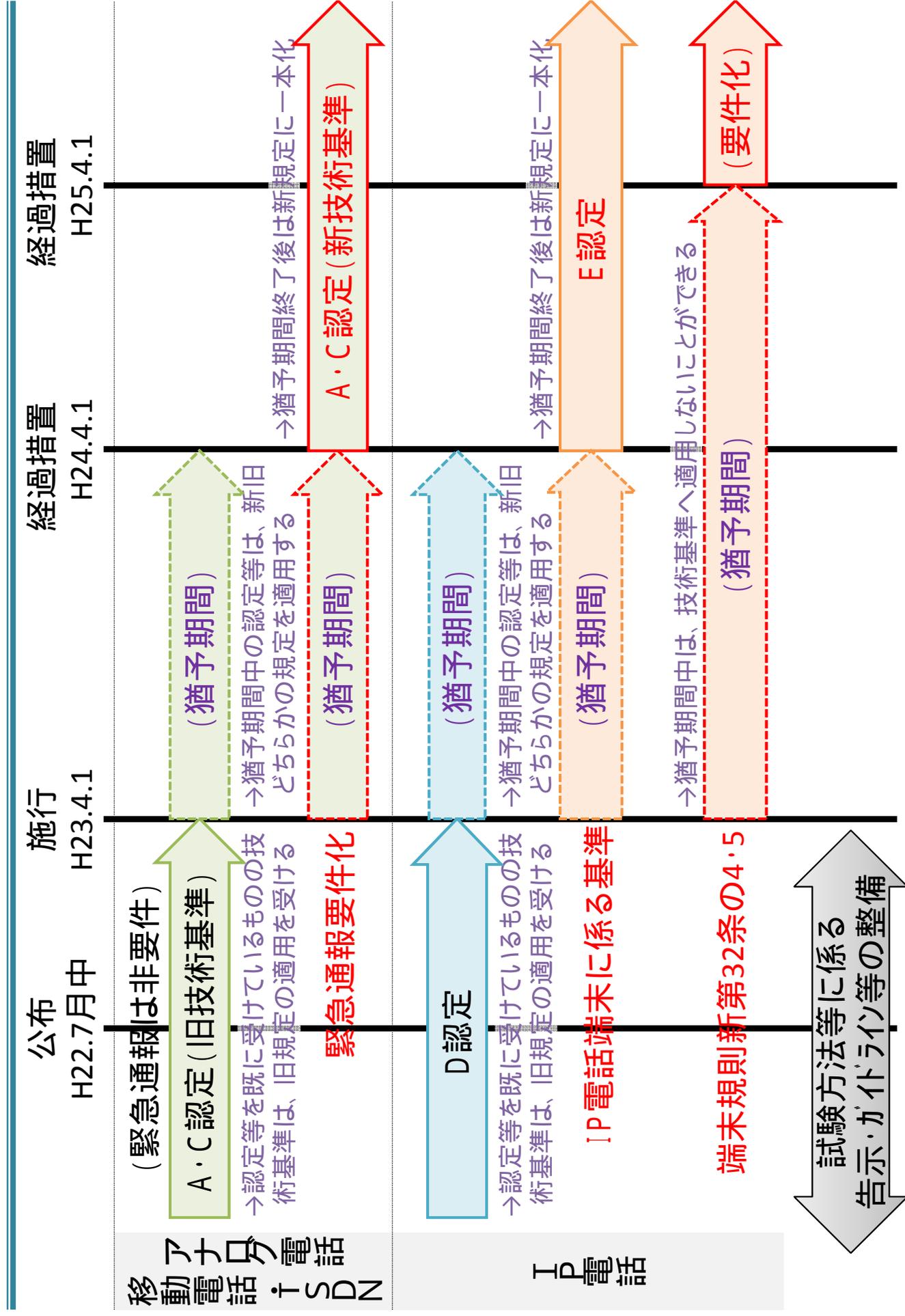
例  T AC 07-0001 201

端末機器の種類: 改正後

端末機器の種類: 改正後	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
無線呼出設備用に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D



技術基準・認定における施行期日等(予定)



(参考)IP電話端末が具備すべき機能(H21.7.28一部答申)⁸

(答申における検討対象)

0A B ~ J IP電話の端末設備



端末設備であってアナログ電話相当の機能を有するインターネップロトコル電話用設備に接続されるもの

(1) **基本的機能** 他の電話端末等と同様の観点から、基本的機能として、発信、応答、通信の終了の規定を定める。

(2) **発信の機能** 自動発信機能がある場合に、長時間の回線捕捉や多数回の再発信を抑制するため、アナログ電話端末やISDN端末と同様の条件を定める。

(3) **識別情報登録** 停電、ネットワーク障害など大規模な通信障害から復旧する場合、各端末から一斉に登録を行なうことで、ネットワーク設備がそれら登録要求を処理しきれず、ネットワークがふくそう(混み合っている)状態となり電話サービスが利用できないケースが想定されるため、このようなネットワークのふくそうを抑制するような条件を定める。

(4) **ふくそう通知機能** ネットワークにふくそうが発生し、電話をかけることができない場合、利用者(発信者)は再発信を試み、ふくそうをより助長させる可能性があることから、ネットワークからふくそうである旨の信号を受けた場合に、発信者にその旨明確に通知する条件を定める。

(5) **電氣的条件** 事業用電気通信回線設備の損傷を防止するため、ISDN端末等と同様に、最大送出電圧等の条件を定める。

(6) **送出電力** 機械音声等において通信信号等の送出電力を高くすることは可能であるため、これにより他の利用者に迷惑をかけることを防止するため、ISDN端末等と同様に送出電力を一定値以下とすることが適当。

(7) **特殊なIP電話端末** アナログ電話端末、ISDN端末等と同様に、例外規定を定める。

(8) **緊急通報機能** 緊急通報について、ネットワーク設備に対応して、端末設備側でも所要の機能を具備する必要があることから、通話に用いる端末については、緊急通報へ発信する機能を具備するように定める。
緊急通報機能については、IP電話端末以外の電話端末についても規定。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 責任の分界（第三条）</p> <p>第三章 安全性等（第四条―第九条）</p> <p>第四章 電話用設備に接続される端末設備</p> <p>第一節 アナログ電話端末（第十条―第十六条）</p> <p>第二節 移動電話端末（第十七条―第三十二条）</p> <p>第三節 インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）</p> <p>第五章 無線呼出用設備に接続される端末設備（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備（第三十四条の二―第三十四条の七）</p> <p>第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備（第三十四条の八・第三十四条の九）</p> <p>第八章 特殊な端末設備（第三十五条）</p> <p>第九章 自営電気通信設備（第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 責任の分界（第三条）</p> <p>第三章 安全性等（第四条―第九条）</p> <p>第四章 電話用設備に接続される端末設備</p> <p>第一節 アナログ電話端末（第十条―第十六条）</p> <p>第二節 移動電話端末（第十七条―第三十二条）</p> <p>第五章 無線呼出用設備に接続される端末設備（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備（第三十四条の二―第三十四条の六）</p> <p>第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備（第三十四条の七・第三十四条の八）</p> <p>第八章 特殊な端末設備（第三十五条）</p> <p>第九章 自営電気通信設備（第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第一条（同上）</p>

(定義)

第二条 (略)

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 「電話用設備」とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

二 「アナログ電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力するものをいう。

三 「アナログ電話端末」とは、端末設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるものをいう。

四 「移動電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。

五 「移動電話端末」とは、端末設備であつて、移動電話用設備に接続されるものをいう。

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに~~限る。~~)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続にインターネットプロトコルを使用するものをいう。

七 「インターネットプロトコル電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるものをいう。

八(二十一) (略)

(定義)

第二条 (同上)

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 (同上)

二 「アナログ電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

【新設】

六(十九) (同上)

二十二 「呼設定用メッセージ」とは、呼設定メッセージ、応答メッセージ、その他呼の設定を行うため又はこれに対応するためのメッセージをいう。

二十三 「呼切断用メッセージ」とは、切断メッセージ、解放メッセージ、解放完了メッセージ、その他呼の切断、解放若しくは取消しを行うため又はこれに対応するためのメッセージをいう。

第二章・第三章 (略)

第四章 電話用設備に接続される端末設備

第一節 アナログ電話端末

第十条～第十二条 (略)

(緊急通報機能)

第十二条の二 アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報(以下「緊急通報」という。)を発信する機能を備えなければならない。

第十三条～第十六条 (略)

第二節 移動電話端末

第十七条～第二十八条 (略)

二十 「呼設定用メッセージ」とは、呼設定メッセージ又は応答メッセージをいう。

二十一 「呼切断用メッセージ」とは、切断メッセージ、解放メッセージ又は解放完了メッセージをいう。

第二章・第三章 (同上)

第四章 (同上)

第一節 (同上)

第十条～第十二条 (同上)

【新設】

第十三条～第十六条 (同上)

第二節 (同上)

第十七条～第二十八条 (同上)

〔緊急通報機能〕

第二十八条の二 移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

第二十九条～第三十二条 (略)

第三節 インターネットプロトコル電話端末

〔基本的機能〕

第三十二条の二 インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。

一 発信又は応答を行う場合にあつては、呼設定用メッセージを送出するものであること。

二 通信を終了する場合にあつては、呼切断用メッセージを送出するものであること。

〔発信の機能〕

第三十二条の三 インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼設定用メッセージ送出終了後二分以内に呼切断用メッセージを送出するものであること。

二 自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が一五回以内の場合を除

【新設】

第二十九条～第三十二条 (同上)

【新設】

く。)にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

三 前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

(識別情報登録)

第三十二条の四 インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報(インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。)の登録要求(インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。)を行うものにあつては、次の機能を備えなければならない。

一 識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に、登録要求を行うための信号を送信するものであること。

二 前号の規定にかかわらず、インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信した場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。

三 前二号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

(ふくそう通知機能)

第三十二条の五 インターネットプロトコル電話端末は、インターネットプロトコル電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信し

た場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

(緊急通報機能)

第三十二条の六 インターネットプロトコル電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

(電気的条件等)

第三十二条の七 インターネットプロトコル電話端末は、総務大臣が別に告示する電气的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

2| インターネットプロトコル電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

(アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力)

第三十二条の八 インターネットプロトコル電話端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、インターネットプロトコル電話用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

(特殊なインターネットプロトコル電話端末)

第三十二条の九 インターネットプロトコル電話端末のうち、第三十二条

の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

第五章 (略)

第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備

第三十四条の二・第三十四条の三 (略)

(緊急通報機能)

第三十四条の四 総合デジタル通信端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

第三十四条の五～第三十四条の七 (略)

第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備

(電気的条件等)

第三十四条の八 (略)

2 専用通信回線設備等端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

第五章 (同上)

第六章 (同上)

第三十四条の二・第三十四条の三 (同上)

【新設】

第三十四条の四～第三十四条の六 (同上)

第七章 (同上)

(電気的条件等)

第三十四条の七 (同上)

2 専用通信回線設備等端末(光伝送路インタフェースのデジタル端末を除く)は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

第三十四条の九 (略)

第八章 (略)

第九章 自営電気通信設備

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条(第八条第三号を除く。)までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)」は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの」と、**第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、**第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から**第三十四条の七**までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信設備に接続されるもの」と、**第三十四条の八及び第三十四条の九**の

第三十四条の八 (同上)

第八章 (同上)

第九章 (同上)

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条(第八条第三号を除く。)までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)」は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの」と、**第三十二条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から**第三十四条の六**までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信設備に接続されるもの」と、**第三十四条の七及び第三十四条の八**の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。**

規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。

別表第一号～別表第四号 (略)

別表第五号 インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力 (第32条の8、第34条の6関係)

項目	<u>インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力</u>
送出電力	－3 dBm (平均レベル) 以下

注1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル(実効値)とする。

- 2 送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。
- 3 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第一号～別表第四号 (同上)

別表第五号 総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力 (第34条の5関係)

項目	<u>総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力</u>
送出電力	－3 dBm (平均レベル) 以下

注 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル(実効値)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2| この省令の施行前に法第五十三条（法第百四条において準用する場合を含む。）の端末機器技術基準適合認定、法第五十六条（法第百四条において準用する場合を含む。）の設計認証、法第六十三条の技術基準適合自己確認、法第六十九条の端末設備の接続の検査又は法第七十条の自営電気通信設備の接続の検査（以下「技術基準適合認定等」という。）を受けたものの技術基準については、なお従前の例によることができる。
- 3| この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までに技術基準適合認定等を受けるものの技術基準については、この省令による改正後の端末設備等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4| この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までに技術基準適合認定等を受けるものの技術基準については、新規則第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、適用しないことができる。
(事業用電気通信設備規則の一部改正)
- 5| 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の四中「第二条第二項第九号」を「第二条第二項第十一号」に改める。

改正案	現行
<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。</p> <p>一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信回線の用に供するものをいう。以下同じ。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力するものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器</p> <p>二 インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続にインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置（インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。）、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器</p> <p>三 無線呼出設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む</p>	<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。</p> <p>一 電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信回線の用に供するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器</p> <p>【新設】</p> <p>二 無線呼出設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む</p>

む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

四 総合デジタル通信用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

五 専用通信回線設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。)又はデジタルデータ伝送用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

2 (略)

様式第7号 (第10条、第22条、第29条及び第38条関係)
(略)

端末機器の種類	記号
一 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
二 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
三 無線呼出設備に接続される端末機器	B
四 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C

む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

三 総合デジタル通信用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

四 専用通信回線設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。)又はデジタルデータ伝送用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

2 (同上)

様式第7号 (第10条、第22条、第29条及び第38条関係)
(同上)

端末機器の種類	記号
一 電話用設備に接続される端末機器	A
二 無線呼出設備に接続される端末機器	B
三 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C

<p>五 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器</p>	D
<p>四 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器</p>	D

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項第四号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「新規則」という。）第三条第一項第二号に掲げる端末機器に係る法第五十三条の端末機器技術基準適合認定若しくは法第五十六条の設計認証の求めの審査又は法第六十三条の技術基準適合自己確認の届出については、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間、新規則の規定にかかわらず、なお旧規則第三条第一項第四号に掲げる端末機器に係る規定により行うことができる。この場合において、端末機器に付する表示は、なお旧規則の規定による。